

障第289号
令和2年5月15日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の解除等について

令和2年5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、岐阜県は対象区域から外れることとなりました。

これを受けて、4月18日から5月31日までの間実施している、障害児通所支援事業所に対する特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等(休業)の協力要請についても解除することとしました。

なお、各障害児通所支援事業所における今後のサービス提供等については、令和2年5月15日付け障第290号岐阜県健康福祉部長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(障害児通所支援事業所)の使用制限等の解除後の対応について」により対応いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・知事メッセージ(「オール岐阜」でコロナ社会を生き抜きましょう!)
- ・コロナ社会を生き抜く行動指針

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		